

播磨町公共工事前金払制度について

播磨町では建設業における受注者の資金調達の円滑化を支援するため、令和5年4月より前金払制度に中間前金払制度を導入しています。

1 前金払制度とは

播磨町が発注する建設工事において、一定の要件を満たす場合に、請負金額の40%以内の額を前払金として受け取ることができる制度です。また、中間前金払いは前金払いを受けた工事を対象として、当初の前払金に追加して、一定の要件を満たす場合に、請負金額20%以内の額を中間前払金として受け取ることができる制度です。

2 対象となる工事

播磨町が発注する設計金額が1件500万円以上の建設工事で、入札公告において前金払いの条件が付されている工事

3 前払金及び中間前払金の額

前払金：請負金額の10分の4以内（10万円未満の端数は切り捨て）

中間前払金：請負金額の10分の2以内（10万円未満の端数は切り捨て）

※前払金の額は歳出予算計上額を超えることができない

4 中間前金払の認定要件

①工期の2分の1を経過していること

②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること

③既に行われた工事にかかる経費が請負金額の2分の1以上の額に相当すること

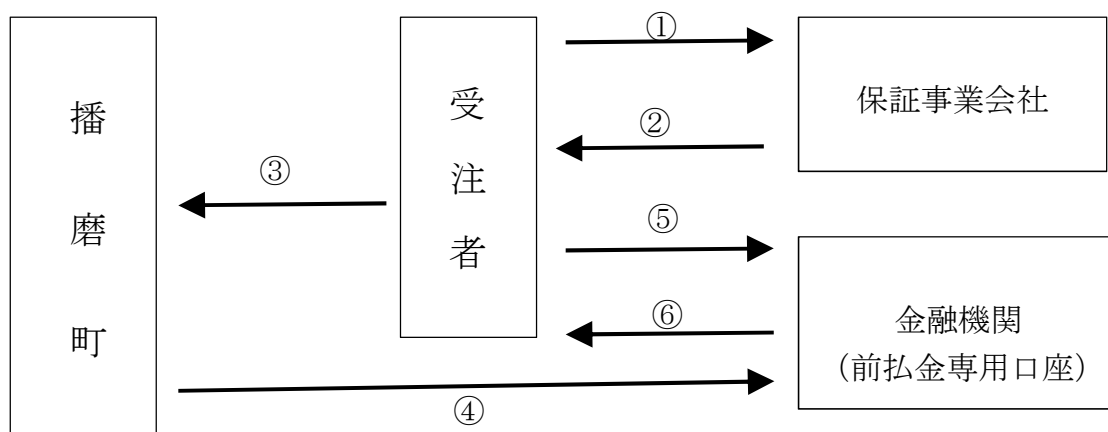
5 部分払いとの併用

中間前金払と部分払を併用することはできません。

6 施行開始

令和5年4月1日以降に契約する工事請負契約から適用します

前金払の手続きの流れ



①保証の申し込み

受注者は、保証事業会社に前払金保証を申し込む

②保証証書の発行

保証事業会社は、受注者に「保証証書」(※)を発行する

③前払金交付申請及び請求

受注者は、契約締結後30日以内に「保証証書」(※)を添えて、町(工事担当課)に「公共工事前払金交付申請書(様式第1号)」及び「工事前払金請求書(様式第2号)」を提出する。

④前払金の支払

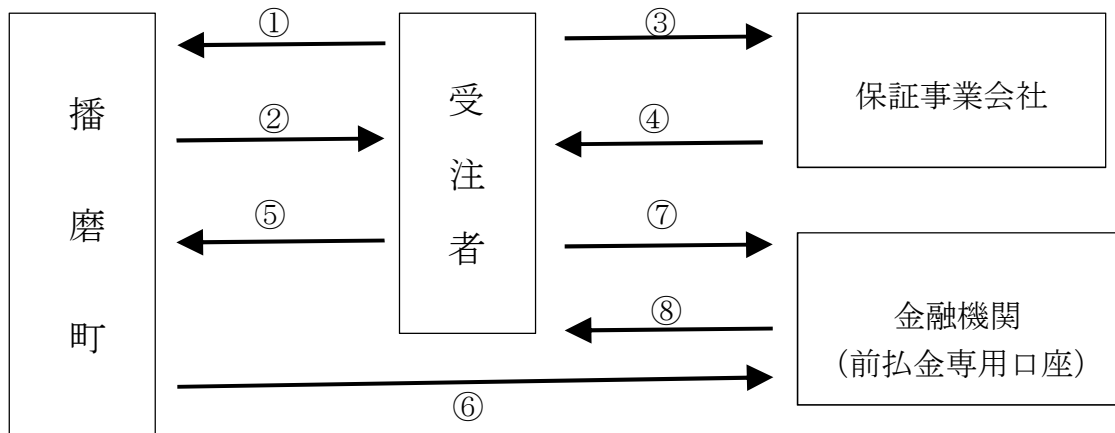
町は、請求書を受理してから14日以内に、受注者の指定する金融機関(前払金専用口座)に前払金を振り込む。

⑤払出請求

⑥支払

※ 電子保証の場合は「保証証書」に代わり保証事業会社が定めた保証契約番号・認証キー(認証キー等のお知らせ)とする。

中間前金払いの手続きの流れ



①認定の請求

受注者は、「中間前金払認定請求書（様式第3号）」と「工事履行報告書」、「工事の進捗状況を表示した工程表」、「出来高が確認できる資料（数量表、図面、写真等）」を工事担当課に提出する。

②認定調書の交付

工事担当課が認定要件を審査し、要件を具備している場合「中間前金払認定調書（様式第4号）」を受理した日から10日以内に受注者に交付する。ただし、中間前金払をすることができる要件を具備していると認定できない場合は「中間前金払不認定調書（様式第5号）」を受注者に交付する。

③保証の申し込み

受注者は、保証事業会社に中間前払金保証を申し込む。

④保証証書の発行

保証事業会社が「中間前金払いに係る保証証書」（※）を発行する。

⑤中間前金払の交付申請及び請求

受注者は、「中間前金払いに係る保証証書」（※）を添えて、町（工事担当課）に「中間前金払交付申請書（様式第6号）」及び「中間前金払請求書（様式第7号）」を提出する。

⑥中間前払金の支払

町は、請求書を受理してから14日以内に、受注者の指定する金融機関（前払金専用口座）に中間前払金を振り込む。

⑦払出請求

⑧支払

※ 電子保証の場合は「保証証書」に代わり保証事業会社が定めた保証契約番号・認証キー（認証キー等のお知らせ）とする。